不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>通行の中止その他の措置命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>道路法第４８条の１６</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>インフラ整備部道路管理課管理係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>【根拠条文】
（違反行為に対する措置）
第四十八条の十六　道路管理者は、前条第一項から第三項までの規定に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

【基準】
根拠条文及び道路法第４８条の１５による。

道路法
（通行の制限等）
第四十八条の十五　何人もみだりに自転車専用道路を自転車（自転車以外の軽車両（道路交通法第二条第一項第十一号に規定する軽車両をいう。）その他の車両で国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）による以外の方法により通行してはならない。
２　何人もみだりに自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により通行してはならない。
３　何人もみだりに歩行者専用道路を車両により通行してはならない。
４　道路管理者は、自転車専用道路等の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>